

3. 金沢学院大学学則

第1章 総則

(目的)

第1条 金沢学院大学（以下「本学」という。）は、教育基本法及び学校教育法に従い、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的応用能力及び道徳的教養を豊かにして、建学の精神、愛と理性の伸長を指標に、人格を陶冶し、創造性と実行力により文化日本の建設に貢献し、進んで世界の平和と人類の福祉に奉仕する有為な人材を育成することを目的とする。

2 前項が示す人材の育成のために、教育理念として掲げる「創造」のもとに、教育の具体化を図るとともに、以下の第2条が規定する各学部・学科、大学院等が養成する具体的人材像について、各学部規程、大学院学則等で定めるものとする。

第2章 学部、学科、大学院等

(学部、学科及び収容定員)

第2条 本学に文学部、教育学部、経済学部、経済情報学部、芸術学部、スポーツ科学部、栄養学部及び情報工学部を置く。

2 学部に関する学科及び収容定員は、次のとおりとする。

学部	学科	収容定員		
		入学定員	編入学定員	総定員
文学部	文学科	180	8	736
	日本文学専攻	[60]		
	英米文学専攻	[30]		
	歴史学・考古学専攻	[50]		
	心理学専攻	[40]		
教育学部	教育学科	70	5	290
経済学部	経済学科	160	5	650
	経営学科	90	5	370
芸術学部	芸術学科	80	7	334
スポーツ科学部	スポーツ科学科	150	10	620
栄養学部	栄養学科	80	5	330
情報工学部	情報工学科	100	-	400
計		910	45	3,730

(基礎教育機構)

第2条の2 前条第1項の定めのほか、本学に全学的教育を行う基礎教育機構を置く。

(大学院)

第2条の3 本学に大学院を置く。

2 大学院に次の研究科を置く。

経営情報学研究科

人文学研究科

スポーツ健康学研究科

3 大学院に関する学則は、別に定める。

(専攻科)

第2条の4 本学に次の専攻科を置く。

美術文化専攻科 美術工芸専攻・メディアデザイン専攻

2 専攻科に関する規則は、別に定める。

（修業年限・在学年数）

第3条 本学の修業年限は、4年とする。

- 2 学生は、8年を超えて在学することができない。ただし、第12条第1項により入学した学生は、同条第2項により定められた在学すべき年数の2倍に相当する年数を超えて在学することができない。

第3章 学年、学期及び休業日

（学年）

第4条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

（学期）

第5条 学年を、次の2学期4クォーターに分ける。

学期	クォーター	期 間
前期	1クォーター	4月1日から9月30日までの間で別に定める。
	2クォーター	
後期	3クォーター	10月1日から翌年3月31日までの間で別に定める。
	4クォーター	

- 2 前項の学期の開始日及び終了日については、学長は臨時に変更することができる。
- 3 各学期の授業実施日等は、別に定める学年暦による。

（年間授業期間）

第5条の2 1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週とする。

（休業日）

第6条 休業日は次のとおりとする。

日曜日

国民の祝日に関する法律に定める休日

学年暦により定める夏季休業日、冬季休業日及び春季休業日

- 2 学長は休業日の追加及び変更を行うことができる。
- 3 休業日であっても、必要に応じて授業を行うことがある。

第4章 入学、退学、休学、復学、転学、除籍等

（入学期）

第7条 入学の時期は、学年の始めとする。

（入学資格）

第8条 本学に入学することのできる者は、次の各号の一つに該当する者でなければならない。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者又は通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者
- (3) 学校教育法施行規則第150条の規定により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者

（入学の出願）

第9条 本学に入学を志願する者は、本学所定の書類に入学検定料を添えて提出しなければならない。提出の時期、方法、提出すべき書類等については別に定める。

（入学者の選考）

第10条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより選考を行う。

(入学手続・入学許可)

第 11 条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに保証人連署の誓約書及び学生指導資料を提出するとともに、所定の学納金を納入しなければならない。

2 保証人のうち 1 名は学生の保護者とし、他の 1 名は独立の生計を営む者を充てなければならない。保証人は学生の在学中の一切の責任を負うものとする。保証人の身分、住所等に異動が生じたときは、直ちに届け出なければならない。

3 学長は、第 1 項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

(再入学・編入学・転入学)

第 12 条 次の各号の一つに該当する者で本学に再入学、編入学又は転入学を志願する者があるときは、選考のうえ相当年次に入学を許可することがある。

(1) 大学を卒業した者又は退学した者

(2) 短期大学又は高等専門学校を卒業した者

(3) 専修学校の専門課程（修業年限が 2 年以上であることその他文部科学大臣の定める基準を満たすもの）を修了した者（ただし、学校教育法 90 条に規定する大学入学資格を有する者に限る。）

(4) 学則第 13 条により退学した者で再び入学を志願する者

2 前項の規定により入学を許可された者の既に修得した授業科目及び単位数の取扱い、並びに在学すべき年数については、当該学部の教授会の議を経て、学長が決定する。

(退学)

第 13 条 退学しようとする者は、保証人連署のうえ願い出て、学長の許可を得なければならない。

(休学)

第 14 条 疾病その他やむを得ない事由により、3 カ月以上修学することができない者は、学長の許可を得て休学することができる。ただし、疾病の場合は医師の診断書、その他の場合は詳細な事由書を添えるものとする。

2 疾病のため修学することが適当でないと認められる者については、学長は休学を命ずることができる。

(休学の期間)

第 15 条 休学の期間は 1 年を超えることができない。ただし、特別の事由がある場合は、引き続き更に 1 年延長することができる。

2 休学の期間は、通算して 4 年を超えることができない。

3 休学の期間は、第 3 条の在学年数に算入しない。

(復学)

第 16 条 休学期間中にその事由が消滅した場合は、学長の許可を得て復学することができる。ただし、復学の時期は各学期の始めとする。

2 疾病による休学の場合は、医師の診断書を添えるものとする。

(転学部・転学科・転専攻)

第 17 条 本学の学生で、在学する学部から本学の他の学部の学科・専攻への転学部、又は同一学部の他の学科・専攻への転学科・転専攻を志願する者があるときは、選考のうえ、学長は許可することがある。

2 転学部・転学科・転専攻について必要な事項は、別に定める。

(転学)

第 18 条 他の大学への入学又は転入学を志願しようとする者は、学長の許可を得なければならない。

(除籍)

第 19 条 次の各号の一つに該当する者は、学長が除籍する。

(1) 第 3 条第 2 項に定める在学年数を超えた者

(2) 第 15 条第 2 項に定める休学の期間を超えてなお修学できない者

(3) 学納金の納入を怠り、督促してもなお納入しない者

(4) 死亡又は長期間にわたり行方不明の者

第5章 教育課程及び履修方法

(教育課程の編成方針)

第20条 本学は、学部及び学科又は課程等の教育目的達成のために、必要授業科目を開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。

- 2 教育課程編成に当たっては、学部等の専攻に係る専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮するものとする。

(教育課程の編成方法)

第21条 教育課程は、各授業科目を必修科目及び選択科目に分け、これを各年次に配当して編成する。

- 2 前項に定めるほか、本学では教職に関する科目及び学芸員に関する科目並びに司書に関する科目を開設する。
- 3 各学部で開設する授業科目の名称及び単位数は、別表第1、別表第2、別表第3、別表第4、別表第5、別表第6、別表第7及び別表第8のとおりとする。

(単位の計算方法)

第22条 各授業科目に対する単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを基準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

- (1) 講義及び演習については、15時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 実験・実習及び実技等については、30時間の授業をもって1単位とする。ただし、栄養学科の実験・実習については、45時間の授業をもって1単位とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究、卒業制作については、これらに必要な学修を考慮して単位数を定めるものとする。

(単位の授与)

第23条 本学は、前条に基づき授業科目を履修し、その試験等に合格した者には、所定の単位を与えるものとする。

(学修の評価)

第24条 授業科目の単位修得の評価は、試験及び平素の履修状況により行う。

- 2 前項の評価は、秀、優、良、可、不可をもって表し、可以上を合格とし、不可を不合格とする。

(教育内容の点検・改善等)

第24条の2 本学は、教育内容及び方法の改善を図るために、自ら点検・評価を行うとともに、組織的な研修及び研究を実施するものとする。

(他大学又は短期大学における授業科目の履修等)

第25条 本学が教育上有益と認めるときは、本学の定めるところにより他の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、60単位を超えない範囲で本学において修得したものとみなすことができる。

- 2 前項の規定は、学生が外国の大学又は短期大学に留学する場合に準用する。

(大学以外の教育施設における学修)

第26条 本学が教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、大学の定めるところにより単位を与えることができる。

- 2 前項により与えることができる単位数は、前条第1項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(本大学における他学部の学修)

第26条の2 学生は、許可を受けて、在籍する学部以外の学部で授業科目を履修することができる。

- 2 前項により履修した授業科目の修得単位は、当該学部の卒業要件単位数として認定することができる。その限度は、別に定める。
- 3 前2項及び第25条、第26条により認定、修得したとみなす単位数は、全てを合わせて60単位を超えないものとする。

る。

(入学前の既修得単位等の認定)

第 27 条 本学が教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に他の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、本学へ入学後、本学において修得したものとみなすことができる。

2 本学が教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った前条第 1 項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし単位を与えることができる。

3 前 2 項により与えることができる単位数は、編入学、転入学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第 25 条第 1 項及び第 2 項並びに前条第 1 項により、本学において修得したものとみなす単位数と合わせて 60 単位を超えないものとする。

(その他)

第 27 条の 2 この章に定めるもののほか、授業科目の配当年次及び時間数並びに履修方法については、各学部で定める。

第 6 章 卒業及び進級の要件等

(卒業の要件)

第 28 条 本学を卒業するには、本学に 4 年以上在学し、別表第 1 又は別表第 2、別表第 3 若しくは別表第 4、別表第 5、別表第 6、別表第 7 に定める授業科目及び単位数を修得しなければならない。

2 前項の定める卒業の要件を満たしている場合であっても、願出により、半年あるいは 1 年間の期間を設けて、その卒業認定を留保することができる。

(進級の要件)

第 28 条の 2 進級の要件については、別に定める。

(卒業証書)

第 29 条 本学所定の課程を修めた者を卒業とし、卒業証書を授与する。

(学位記)

第 30 条 前条の卒業者には、次の区分に従い、学士の学位を授与する。

文学部	文学科	学士 (文学)
教育学部	教育学科	学士 (教育学)
経済学部	経済学科	学士 (経済学)
	経営学科	学士 (経営学)
芸術学部		学士 (芸術学)
スポーツ科学部		学士 (スポーツ科学)
栄養学部		学士 (栄養学)
情報工学部	情報工学科	学士 (工学)

2 学位の授与に関し必要な事項は、別に定める。

(資格の取得)

第 31 条 本学において取得できる教育職員免許状及び資格は次のとおりとする。

学科	取得できる免許状の種類、教科		資格
文学科			
日本文学専攻	中学校教諭一種免許状 高等学校教諭一種免許状	国語	学芸員、司書
英米文学専攻		英語	
歴史学・考古学専攻	中学校教諭一種免許状	社会	
	高等学校教諭一種免許状	地理歴史	
心理学専攻			
教育学科	幼稚園教諭一種免許状		保育士
	小学校教諭一種免許状		

	中学校教諭一種免許状	英語	
経済学科	高等学校教諭一種免許状	公民	
経営学科	高等学校教諭一種免許状	商業	
芸術学科	中学校教諭一種免許状	美術	学芸員
	高等学校教諭一種免許状	工芸	
	高等学校教諭一種免許状	保健体育	
スポーツ科学科	中学校教諭一種免許状 高等学校教諭一種免許状	保健体育	
栄養学科	栄養教諭一種免許状		栄養士
情報工学科	中学校教諭一種免許状	数学	
	高等学校教諭一種免許状		
	高等学校教諭一種免許状	情報	

- 2 教育職員免許状（教諭）を取得しようとする者は、第28条に規定するもののほか、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）及び教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）に基づく所定の単位を修得しなければならない。
- 3 教育職員免許状（栄養教諭）を取得しようとする者は、第28条に規定するもののほか、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）及び教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）に基づく所定の単位を修得し、かつ管理栄養士養成施設の課程を修了し、栄養士免許を受けていなければならない。
- 4 学芸員の資格を取得しようとする者は、第28条に規定するもののほか、博物館法施行規則（昭和30年文部省令第24号）に基づく所定の単位を修得しなければならない。
- 5 司書の資格を取得しようとする者は、第28条に規定するもののほか、図書館法施行規則（昭和25年文部省令第27号）に基づく所定の単位を修得しなければならない。
- 6 栄養士免許を取得しようとする者は、第28条に規定するもののほか、栄養士法（昭和22年法律第245号）及び栄養士法施行規則（昭和23年1月16日厚生省令第2号）に基づく所定の単位を修得しなければならない。
- 7 栄養士法（昭和22年法律第245号）第5条の3第4号の規定に基づく管理栄養士国家試験の受験資格を取得しようとする者は、栄養学科に在籍し、栄養士法施行令（昭和28年政令第231号）及び管理栄養士学校指定規則（昭和41年文部省・厚生省令第2号）に基づく所定の単位を修得しなければならない。
- 8 保育士の資格を取得しようとする者は、第28条に規定するもののほか、児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）に基づく所定の単位を取得しなければならない。

第7章 入学検定料及び学納金

（入学検定料・学納金）

第32条 入学検定料及び学納金は、別表第9のとおりとする。

（学納金の納入）

第33条 学納金は、次の期日までに納入しなければならない。ただし、入学手続き時の学納金の納入については、別に定める。

- (1) 前期 4月25日（金融機関が休業日の場合は翌営業日）
- (2) 後期 10月25日（金融機関が休業日の場合は翌営業日）
- 2 経済的な理由により、前項の期日までに学納金の納入が困難な者は、その期日までに保証人連署の上、延納・分納願を提出し、許可を得なければならない。
- 3 延納・分納の許可を得た者の納入期限は次のとおりとする。
 - (1) 前期 9月末日
 - (2) 後期 2月末日
- 4 前項の納入期限までに学納金の納入が困難な者は、延納・分納願の再提出により、さらに延納・分納を認められ

る場合がある。ただし、その場合の最終期限は卒業年度の2月末日までとする。

（退学・転学・除籍及び停学の場合の学納金）

第34条 学期の途中で退学若しくは転学した者、又は除籍された者の当該期分の学納金は徴収する。

2 停学期間中の学納金は徴収する。

（休学の場合の学納金）

第35条 休学した者については、休学期間中の学納金は免除する。

（学年の途中で卒業する場合の学納金）

第36条 学年の途中で卒業する見込みの者の当該期分の学納金は徴収する。

（学納金の返還等）

第37条 既に納入された学納金は返還しない。ただし、入学手続き時の学納金については、所定の期間内に入学辞退の申し出のあった者に限り、入学金以外の学納金を返還する。

第8章 教職員組織

（教職員）

第38条 本学に学長、研究科長、学部長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員を置く。

第39条 前条のほか、副学長、技術職員その他必要な教職員を置くことができる。

第9章 教学審議会及び教授会

（教学審議会）

第39条の2 本学に、本学の教学に関する重要事項を審議するため、教学審議会を置く。

第39条の3 教学審議会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 学長
- (2) 副学長及び当職に準ずる者
- (3) 研究科長
- (4) 各学部長
- (5) 基礎教育機構長（以下「機構長」という。）
- (6) 各学部学科長
- (7) その他学長が特に必要と認めた者若干名

第39条の4 教学審議会は、次の事項を審議し、学長に意見を述べることができる。

- (1) 学則その他の教学上の重要な規程の制定改廃の立案に関する事項
- (2) 学部、学科その他の教学上重要な施設の設置廃止の計画に関する事項
- (3) 学部その他教学上の附属施設間の連絡調整に関する事項
- (4) 理事長の諮問に対する答申案に関する事項
- (5) 教育課程に関する事項
- (6) その他教育研究に関する事項

第39条の5 学長は、教学審議会を招集し、その議長となる。

2 学長に事故があるときは、副学長又は研究科長若しくは学部長がその職務を代行する。

3 教学審議会が必要と認めるときは、第39条の3各号に掲げる者以外の教職員の出席を求めて意見を聴くことができる。

第39条の6 教学審議会は、構成員の3分の2以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

2 議事は、出席構成員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第39条の7 教学審議会について必要な事項は、別に定める。

（教授会）

第40条 学部及び基礎教育機構（以下「学部等」という。）に、それぞれの学部等の重要事項を審議するため、教授会を置く。

第41条 教授会は、それぞれの学部等の教授をもって組織する。

2 前項の規定にかかわらず、学部長又は機構長が必要と認めた場合は、教授会にそれぞれの学部等の准教授、専任講師及び助教を加えることができる。

第42条 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり、意見を述べるものとする。

- (1) 学生の入学、卒業等学生の身分に関する事項
- (2) 学位の授与に関する事項
- (3) 学生の賞罰に関する事項
- (4) その他、学長から諮問された事項

2 教授会は、前項に規定するもののほか、教育研究に関わる次の事項を審議し、学長に意見を述べることができる。

- (1) 学部規程等の制定改廃に関する事項
- (2) 教育研究に関する事項
- (3) 教育課程に関する事項
- (4) 学生の退学、転学、休学、復学、再入学、除籍等学生の身分に関する事項
- (5) 学生の試験に関する事項
- (6) 学生の厚生補導に関する事項
- (7) 教員の研究業績審査に関する事項
- (8) 当該学部及び基礎教育機構の委員会等の選任に関する事項
- (9) その他、研究及び教育に関する事項

第43条 教授会について必要な事項は、それぞれの学部等で定める。

第10章 科目等履修生及び外国人留学生

(科目等履修生)

第44条 本学は、別に定めるところにより、本学の学生以外の者で一又は複数の授業科目を履修する者（以下「科目等履修生」という。）に対し、単位を与えることができる。

2 科目等履修生に対する単位の授与については、第23条の規定を準用する。

3 科目等履修生に関する事項は、別に定める。

(外国人留学生)

第45条 外国人で、本学に入学を志願する者については、選考のうえ、外国人留学生として入学を許可することができる。

2 外国人留学生に関する事項は、別に定める。

第11章 賞罰

(表彰)

第46条 学生として表彰に値する行為があった者は、教授会及び教学審議会の議を経て学長が表彰することがある。

(懲戒)

第47条 本学の規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした者は、教授会及び教学審議会の議を経て学長が懲戒する。

2 前項の懲戒の種類は、退学、停学及び訓告とする。

3 前項の退学は次の各号の一つに該当する学生に対して行う。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 正当な理由がなく出席が常でない者
- (3) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

第12章 附属施設

(図書館)

第 48 条 本学に図書館を置く。

2 図書館に関する規程は別に定める。

(研修センター)

第 49 条 本学に研修センターを置く。

2 研修センターに関する規程は別に定める。

附 則

この学則は、昭和62年4月1日から施行する。

(中略)

附 則 (令和6年3月31日改正)

1 この学則は、令和6年4月1日から施行する。

2 令和6年3月31日現在、本大学に在籍する学生は、改正後の学則第2条第2項、第23条、別表第9の定めにかかわらず、なお従前の例による。また、別表第1、別表第2、別表第3、別表第4、別表第5、別表第6については適用できるものとする。